



# めむろ社協だより

「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。

No.336 平成27年5月号

発行・編集：社会福祉法人芽室町社会福祉協議会  
 事務所：東2条2丁目 ふれあい交流館内  
 ☎62-1616 ㊚62-1657  
 ㊚ http://www.memuro-syakyo.jp/

芽室町社会福祉協議会は、総務係(芽室町共同募金委員会、あおぞら芽室会)、地域福祉係(芽室町老人クラブ連合会、芽室町ボランティアセンター、ふれあいサロン「なごみ」、身体障害者福祉協会芽室町分会)、訪問介護係・障がい者支援係(ホームヘルパー)、通所介護係(「あいあい21」デイサービスセンター)、居宅介護支援係(ケアマネジャー)、小規模多機能型居宅介護係(ふたば)の7係で構成されています。

## 地域での活動を支援します!! 地域福祉活動助成金・地域福祉基金助成金

これまでの助成金のあり方を見直し、新たに地域福祉活動助成金と地域福祉基金助成金としての仕組みを以下のとおり整えました。

	対象となる団体	対象となる事業
<b>地域福祉活動助成金</b>	①活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの ②ボランティア団体及び個人は、ボランティアセンターに登録していること ③団体の場合は、自主的な活動として会員会費制を導入していること ④他の団体・個人(会員個人も含む)に対して、助成金等を支出していないこと ⑤事業予算の4分の1は他の財源(助成金・自主財源等)を活用していること ⑥1年以上の活動実績があること ⑦特定の政治団体、宗教団体などに所属していないこと	①障がい者や高齢者あるいは保健医療、更生保護の当事者やその家族により構成される組織が、社会復帰や社会参加のために取り組む事業やこれらの支援事業 ②芽室町全域あるいは小地域において住民参加による福祉活動や地域福祉向上のための事業 ③文化活動や環境美化活動、教育・子育てなどの幼児及び青少年の健全育成事業や健全な地域社会を構築するため住民参加により実施される事業 ④災害等の支援活動 ⑤地域との連携を含んだ国際的交流・支援事業 ⑥その他、地域福祉の向上に効果があると認められる先駆的・開拓的事业 ※通年の事業を対象とします。
<b>地域福祉基金助成金</b>	①団体の活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの ②特定の政治団体、宗教団体などに所属していないこと	①在宅福祉の普及及び向上に関する事業 ②健康及び生きがいづくりの推進を図る事業 ③地域福祉の推進を図る事業 ④その他、地域福祉の向上に効果があると認められる事業 ※短期(単年度)の事業を対象とします。

「私たちの活動が該当する！」という方には、以下の手順をお勧めします！

手続① 6月1日(月)～6月30日(火)の間に以下の書類を社協事務局へご提出ください。

●助成金交付申請書 ●当該年度の事業計画書 ●当該年度の予算書

※上記の書類は、いずれも社協で定めた様式となります。

●その他、実施事業に関する資料等(任意)

手続② 7月に助成金の審査および選考をします。



手続③ 決定、不決定いずれの場合も文書でご連絡をします。

※1件の助成申請額は、助成対象経費の2分の1以内と助成限度額15万円を比較して少ない方の額とします。

※決定した助成金は、概算額として交付し、精算で余った金額があれば、お返しいただきます。

【お問い合わせ先】 地域福祉係(☎62-1616 担当：佐藤)

# 暮らしの応援をします!! 紙おむつ等購入助成事業、シルバーカー購入助成事業

これまで実施していた紙おむつ等購入助成事業、シルバーカー購入助成事業を一部見直ししました。

## 紙おむつ等購入助成事業

### 【対象となる方】

- ①芽室町内に住所を有する方
- ②要介護または要支援認定を受けられている方、もしくは満20歳以上の重度障害者の方
- ③在宅で介護を受けている方（施設入所者を除く）
- ④常時、紙おむつ等を使用しなければならない状況にあること
- ⑤芽室町家族介護用品支給事業などの公的な助成を受けていないこと



### 【対象商品(いずれも町内の販売店で 購入したものとさせていただきます)】

- ①紙おむつ ②尿取パッド

### 【助成金額】

紙おむつ等の購入費用の2分の1とし、1か月当たり5,000円を限度とします。

### 【申請方法】

紙おむつ等購入助成申請書に記入し、紙おむつ等の領収書を添えて申請してください。

※初回の申請時に限り、保険証等の提出が必要です。

※購入した日から6か月を経過した費用は、助成の対象となりません。

## シルバーカー購入助成事業

### 【対象となる方】

- ①芽室町内に住所を有する方
- ②65歳以上で歩行の際に補助を必要とする方



### 【助成金額】

シルバーカーの購入に係る経費の2分の1(100円未満は切り捨て)とし、5,000円を限度とします。

### 【申請方法】

シルバーカー購入助成申請書に必要事項を記入し、購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類等と領収書を添えて申請してください。

※初回の申請時に限り、保険証等の提出をお願いいたします。

※購入日から3か月を経過した場合は、対象となりません。

※助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して4年を経過するまでの間は、再度この助成金の交付を受けることができません。

ご紹介した社協の助成事業の財源には、赤い羽根共同募金の助成金を使わせていただきます。

ご寄付いただいた皆様の善意に感謝いたします。

【お問い合わせ先】 地域福祉係(☎62-1616 担当：佐藤)



住所：西4条4丁目1番地「西子どもセンター」となり  
 開館時間：火～土曜日 9時～17時30分  
 ※日・月・祝日はお休みします。  
 ただし、土曜日は祝日でも開館します。

ブログ開設中：「ふたば」と「なごみ」のぼかぼか日記  
<http://nagomi.kakuren-bo.com/>



## なごみの印刷機がお使いいただけます！

ふれあいサロンなごみにある印刷機、事務所にあるコピー機を町民の皆さんにもご利用いただけます。

料金や使用の条件は、以下の通りです。ただし、営利、政治、宗教目的の印刷物は、お断りいたします。

印刷機の種類	使 用 料
複合機(コピー機)	白黒1枚(1カウント)10円、カラー1枚(1カウント)20円
リソグラフ(印刷機)	製版1枚(1カウント)30円、黒1枚(1カウント)2円

※お支払は現金でお願いいたします。利用料には用紙代も含まれています。

※使い方がわからない場合は、職員へお問い合わせください。

※複合機(コピー機)の用紙はA4サイズのみです。

※リソグラフ(印刷機)の用紙はA3サイズまでとなります。

## 「ふまねっと運動教室」6月から月2回に増えます!!

ふまねっと運動教室は、これまで毎月1回開催して来ましたが、参加者の皆さんからのご要望が多く、6月から月2回開催することになりました。見学の方もお気軽にお越しください。

★と き 毎月第2・第4火曜日10時～11時30分

★と ころ ふれあいサロンなごみ

★持 ち 物 上靴、タオル、飲み物

★申込締切 前週の木曜日

★そ の 他 ①主催者側で行事用保険に加入します。  
 ②なごみが休館の日は開催しません。



アットホームパン工房 「リスどん」  
 なごみ出張販売は5月28日(木)  
 10時30分～12時です

春の訪れを感じるものの1つであるよもぎを使ったパンを2品ご紹介します。



写真左は、よもぎワンローフ(1個350円、カット100円)です。写真右は、よもぎアンパン(1個130円)です。いずれも、よもぎの香りと豆の味わいが春らしい1品です。

リスどんスタッフ  
 今月のおすすめ

善意に厚く  
感謝いたします

▼芽室技能士会 会長 保田 政義 さん

21,863円 まな板、包丁研ぎの寄付金を社会福祉に

平成27年3月31日～4月30日(個人情報保護の観点から同意された方のみ掲載しております)

### 心配ごと相談日程

#### 5月27日(水)

時間 13時15分～15時30分  
 場所 保健福祉センター2階「静養室」  
 専門相談員 館盛 静子(学識経験者)  
 土岐 一雄(人権擁護委員)

#### 6月10日(水)

時間 13時15分～15時30分  
 場所 保健福祉センター2階「静養室」  
 専門相談員 和田真由美(行政相談員)  
 江口 久子(人権擁護委員)

- ★問題解決に向けたアドバイスや関係機関などへの橋渡しを行います。
  - ★おおむね月2回、第2・第4水曜日に開設しています。
  - ★専門相談員は、予定者です。
- 【お問い合わせ先】 地域福祉係 ☎62-1616(担当：佐藤)

### ふれあい交流会日程

#### 5月22日(金)

時間 11時～  
 場所 中央公民館  
 内容 芽室幼稚園児との交流会、誕生会  
 担当ボランティア：かしわ会

#### 6月12日(金)

時間 11時～  
 場所 中央公民館  
 内容 レク活動  
 担当ボランティア：さつき会

- ★「ふれあい交流会」は、ひとり暮らし高齢者の食事会です。
  - ★参加には、事前に会員登録が必要です。
- 【お問い合わせ先】 地域福祉係 ☎62-1616(担当：福井)

## 【ふれあい交流会担当からのお知らせ】



ふれあい交流会では、会員の皆さんが地域にお世話になっていることに感謝し、食事前の時間を活用し、雑巾縫いをしています。

雑巾の材料となるタオルが不足気味となっておりますので、いらぬタオルなどをお持ちの方は譲ってください。

ご連絡いただければ、受取に参りますので、皆さんのご協力をいただきたく、お願いいたします。

【お問い合わせ先】

地域福祉係 ☎62-1616 担当 福井